

第1回 児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会
令和2年大市教委第3301号に関する部会

日 時：令和2年12月14日（月） 19:00～21:20

会 場：大阪市役所 地下1階第11 共通会議室

出席者：【委員】

吉田圭吾部会長、曾我智史部会長代理、清田美夏委員、山下晃一委員
（委員は五十音順）

【大阪市教育委員会事務局】

渡瀬指導部長、樽本教育活動支援担当課長、中道指導部首席指導主事
山崎教育活動支援担当課長代理、石橋担当係長

議 題：(1) 運営要綱の策定について
(2) 調査手法の審議について

<議事録>

○ 事務局（樽本課長）

ただいまから「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会」を開催いたします。

本日、委員長に進行をお渡しするまでの間、司会進行をさせていただきます教育委員会事務局指導部教育活動支援担当課長の樽本でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。座って説明させていただきます。

それでは、あらためてこの第三者委員会について説明させていただきます。

資料3をご覧ください。この第三者委員会は、いじめ防止対策推進法等に基づき、児童がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案につきまして、教育委員会からの諮問に基づき、事実関係の調査やその結果に基づく是正及び再発防止のための答申を行っていただくことを目的に設置するものでございます。

本日はまず、委員のみなさまのご紹介等を行ったのち、部会を設置し、運営要綱の策定についてご審議いただきます。

その後、具体的に今回の調査審議事案につきまして、調査手法等につきましてご審議いただきたいと考えております。

調査審議を行うにあたりまして、事案の当事者の個人情報等を取り扱うこととなります。資料7「審議会等の設置及び運営に関する指針」に基づき、当委員会につきましても個人情報等の非公開情報を取り扱う場合には、会議を非公開とさせていただく必要があります。そのため、本日の会議におきましても、ある時点からは非公開とせざるを得ないと考えております。

どの時点から非公開とするのかの判断につきましては委員のみなさまにゆだねますが、本日傍聴にお越しのみなさまにおかれましては、途中でご退出いただくことがございますことを予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

それでは、委員のみなさまのお名前と略歴を五十音順でご紹介させていただきます。

「清田 美夏（きよた みか）委員」。清田委員は、弁護士として、子どもの権利に関する問題に取り組んでおられ、現在兵庫県弁護士会子どもの権利委員会委員を務めておられます。

「曾我 智史（そが さとし）委員」。曾我委員も、弁護士として、長年子どもの権利に関する問題に取り組んでおられ、現在日本弁護士連合会子どもの権利委員会委員を務めておられます。また社会福祉士の資格も有しておられます。宝塚市いじめ問題再調査委員会において委員長職務代理者を務められました。

「山下 晃一（やました こういち）委員」。山下委員は、現在、神戸大学准教授として教育制度論の研究分野で活躍されています。また、神戸市教育委員会の組織風土改革のための有識者会議において座長を務めておられました。

「吉田 圭吾（よしだ けいご）委員」。吉田委員は、現在、神戸大学教授として臨床心理学の研究分野で活躍されています。神戸市いじめ問題再調査委員会におかれましては委員長を務められました。

以上の委員のみなさまにつきましては、本日の開会に先立ちまして、12月1日付で委嘱されましたことをこの場でご報告申し上げます。

続きまして、開催にあたりまして、指導部長の渡瀬よりご挨拶を申し上げます。

○ 渡瀬指導部長

ただいまご紹介にあずかりました指導部長の渡瀬でございます。今回の事案の調査審議にかかる第三者委員会開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しいところお集まり頂きまして誠にありがとうございます。

大阪市教育委員会におきましては、これまでのいじめ問題への取組に加え、平成27年8月に「大阪市いじめ対策基本方針」を策定し、いじめを受けた子どもの救済と尊厳を最優先に、被害児童生徒、保護者の視点にたち、いじめ行為は絶対に許さないという、ぶれない方針の下、いじめの早期発見、早期の適切な対応が可能となるように取り組んでまいりました。しかしながら、今回いじめが原因で長期間に及んで不登校を余儀なくされるといった重大事態が発生し、教育委員会といたしましてはそのことを重く受け止めているところでございます。

今回の事案につきましては、いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づき第三者委員会におきまして、調査審議していただくことを決定し、皆さまに委員就任をご承諾いただいたところ です。経験豊富な皆さまに委員に就任いただき、大変心強く思っております。重ねて厚くお礼を申し上げます。

当然のことではございますが、教育委員会は、本事案の調査審議にあたり、できる限りのご協力をさせていただきたく存じます。

委員の皆さま方の専門的な見地からのご意見を賜りまして、今回調査審議いただきます事案を早期に解決するとともに学校及び教育委員会の対応につきましても改善をはかり、本市の教育行政の質の向上に努めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが私からの挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いい

たします。

○ 事務局（樽本課長）

ありがとうございました。それでは審議に移ってまいります。

本委員会の議事進行につきましては、「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会規則」第4条第2項により委員長が行うとされております。

本委員会の委員長につきましては、同条第1項により委員の互選となっており、事前に書面審理いただいた結果、吉田圭吾委員が委員長に選任されております。

議事の進行の前に恐れ入りますが、吉田委員長から一言お願いいたします。

○ 吉田委員長

私はカウンセラーという職務の中でいじめと関わってきたという経験がございまして、その中でやはりカウンセリングとか臨床心理学の中でいじめについて考察を深めてまいりました。

いじめに軽いいじめ、重いいじめ、小さいいじめ、大きいいじめというのではないと思うんですね。どんな小さく見えるいじめもやっぱりいじめられている子どもにとっては、とても過酷な状況や苦しみである、そういう考え方に基づいていじめの解決に向けた方策を模索しなければならない、とそう思っているわけです。特に先ほどのお話にもありましたが、いじめ防止対策推進法に基づいて、やはりいじめというのは今まで同様にいじめのない学校が普通だ、ではなくて、いじめというのは普通にあるものである、いじめを前提とした教育が必要だ、いじめをたくさん認知できた方がよい学校、よい地域だという考え方がありました。そういういじめが認知される中でいろいろな問題が起こるということがあると思います。その中でやはり忘れられてはならないのは、被害児童の心のケアだと思うんですね。そこが一番中心にあるべきだと思います。その上でどんないじめがあったのかということ、それに対して学校や教育委員会がどういう対応をしたのかということの評価があるのかな、という風に思っております。

そういう非常に重大な役割ではございますが、非常に非力ではございますが最後まで頑張りたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

○ 事務局（樽本課長）

ありがとうございました。

それでは、具体的な審議を始めます前に、あらためて諮問書をお渡ししたく存じます。吉田委員長、前の方をお願いいたします。

（委員長に諮問書手交）

○ 事務局（樽本課長）

ありがとうございました。

では、規則第4条第2項の定めにより、委員長が会務を総理することとなっておりますので、これからの司会進行は、吉田委員長にお願いしたく存じます。

○ 吉田委員長

それでは審議に入る前にまず、委員長代理を決めたいと思います。委員長代理については、規則第4条第3項の定めにより、委員長が指名することとされていますので、私としましては、本委員会の調査内容からして弁護士の曾我委員に委員長代理をお願いしたいと考えておりますが、皆さまいかがでしょうか。

○ 曾我委員

はい分かりました。

○ 吉田委員長

特に反対意見もないということなので、曾我委員長代理よろしくをお願いいたします。

それでは審議に入りたいと思います。審議に入るにあたり、以降の審議を規則第6条に基づき、部会による審議として進めていきたいと考えています。部会長は私が務めさせていただき、部会長代理は曾我委員長代理にお任せしたいと考えておりますが、よろしかったでしょうか。

(異議なし)

○ 吉田部会長

異議なしということなので、これ以降部会として次第に沿って審議を進めます。

(1) 運営要綱の策定についてですが、これまでに設置された部会の運営要綱を参考に、事務局において案を作成しているようですので説明をお願いします。

○ 事務局（山崎課長代理）

教育委員会事務局指導部教育活動支援担当課長代理の山崎と申します。着座にて失礼をいたしますが、私の方から運営要綱の案について簡単にご説明申し上げます。「資料5」をご覧ください。

ただいま委員長からもございましたように、これまでに設置された部会の要綱を参考に、基本的に同様の内容で作成をしております。

まず、第1条におきまして、本要綱の趣旨について本件諮問の調査審議に関する必要な事項を定めることとしております。

次に、第2条におきまして、今回の諮問に関する調査を本部会で行うこと及び部会の名称を定めております。

第3条では、教育委員会からの諮問に応じ調査審議することとし、その内容について第1号から第3号に掲げるものとしています。

第4条では、会議の招集に関する手続きについて定めております。

第5条では、会議の原則公開を定めるとともに、非公開とする場合及びその場合に必要な手続きについて定めております。

次に第6条では、議事の進行について、第7条で関係者の出席、第8条で調査の実施、第9条で議事録の作成について定めております。

第 10 条においては、部会は、調査審議を終えた場合、その結果を第三者委員会報告書として取りまとめ、教育委員会と市長に提出するものとしています。

第 11 条では、委員が大阪市や調査事案の当事者との間に利害関係が生じた場合の報告義務について規定しております。

第 12 条では守秘義務を規定しています。

最後に第 13 条では、本要綱に定めること以外に部会の運営に関し必要な事項が生じた場合について定めております。

説明は以上でございます。

○ 吉田部会長

この要綱の案について、質問等ございましたらお願いします。

○ 曾我部会長代理

一点確認したいのですが、部会が活動する過程で利害関係として当該事案の被害を受けたご家族に対して経過報告なりあるいは報告書の概要の説明、そういった報告をする場面等が必要になることもあると思うんですけど、そういったものはこの要綱案の中で書かれているとすればどこになるのでしょうか？

○ 事務局（山崎課長代理）

様式的なことかと思うのですが、もしそのような事象がおきましたら、事務局にご一報いただいてまたご案内させていただきたいと思います。

○ 曾我部会長代理

委員会の裁量でできると考えていいんですか？

○ 事務局（石橋担当係長）

第 13 条のところで読み込んでいただいて部会でご協議いただいて、都度必要とあらばご提供いただければと存じます。

○ 曾我部会長代理

分かりました。ありがとうございます。

○ 吉田部会長

そうしましたら、経過報告や報告書の素案を共有するという場合はその都度部会の方で審議し、定めていくということよろしいですかね。

○ 曾我部会長代理

はい。

○ 吉田部会長

他に質問はよろしかったでしょうか。

(質問なし)

○ 吉田部会長

特に異議等がないようですので、事務局から示されております運営要綱（案）を採択して、本部会の運営要綱といたします。

今採択した運営要綱の中に部会の公開についての規定があったかと思いますが、全部会共通の傍聴要領があると聞いていますが、それについても簡単にご説明ください。

○ 事務局（山崎課長代理）

それでは、お手元にお配りしております「資料6」傍聴要領をご覧ください。

さきほど要綱第5条の説明において、本部会は個人情報を取り扱う場合を除き、原則公開することとしております。この要領は一定のルールの下で、市民のみなさまに傍聴していただくというもので、第1項において傍聴にあたっての手続き、第2項において傍聴者の遵守事項、第3項において会議の秩序維持といった一般的なものを規定しております。簡単ではございますが、傍聴要領の説明は以上でございます。

○ 吉田部会長

ありがとうございました。委員のみなさまから傍聴要領についてご質問等がありますでしょうか。

(質問なし)

○ 吉田部会長

よろしかったですか。それでは、次第の「(2) 調査手法の審議」に進み、具体的に事案の審議に入ってまいりたいと思います。まずは、今後の調査の手法や、進め方等について決めていきたいと考えます。

調査の手法等を決定するには、本件事案の概要等についても確認する必要があります。この場合、資料7の2ページ、第7の1(1)のアに該当するものと考えますので、ただいまより、本部会の会議を非公開の扱いにさせていただきたいと考えますが、ご異議ございませんでしょうか。

○ 曾我部会長代理

一点だけ。今日は利害関係人の方もお越しとのことですが、その方はいていただいても結構かと思えます。それ以外の方はご退席ということで。

○ 吉田部会長

では利害関係人の方以外はご退席をお願いいたします。

(傍聴者・報道関係者退席)

○ 事務局より事案の概要説明

教育委員会事務局の職員が、事案の経過等について説明した。

○ 専門委員の選任について

調査が一定進んだうえで再度検討することとした。

○ 調査計画等について

調査スケジュール等について検討を行った。

○ 次回会議について

次回期日は1月6日(水) 18時から21時までとし、調査計画等について引き続き審議することとした。なお、個人情報等を取り扱うため、次回以降は原則非公開とすることとした。